

◆ 高齢者支援局（高齢者保健福祉課）

< 高齢者保健福祉課 >

- 高齢ー 1 認知症高齢者のためのSOSネットワークのお知らせ
- 高齢ー 2 介護保険制度について
- 高齢ー 3 介護サービス情報の公表について
- 高齢ー 4 介護支援専門員証の更新交付申請を忘れずに
- 高齢ー 5 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う介護支援専門員証及び主任介護支援専門員資格の特例措置について
- 高齢ー 6 老人クラブ活動に参加しませんか
- 高齢ー 7 北海道福祉人材センターをご活用ください
- 高齢ー 8 福祉教育アドバイザーの派遣について
- 高齢ー 9 福祉人材センターへ届出してください
- 高齢ー 10 「北海道介護のしごとポータルサイト」を開設しました。

高齢ー 1 認知症高齢者のためのSOSネットワークのお知らせ

SOSネットワークは、市町村、保健所、警察署などの関係機関が連携して、行方不明の認知症高齢者の早期発見・保護をするためのシステムで、全道の市町村を、140のネットワークに分けて整備しています。

お年寄りの行方が分からなくなったときは、最寄りの警察署生活安全課又は交番へ電話で連絡するだけで、消防署、ラジオ局、タクシー会社などのネットワークにより、直ちに検索が開始されます。

【問い合わせ先】

詳しくは各市町村高齢者福祉担当窓口、又は各保健所までお問い合わせください。

高齢ー 2 介護保険制度について

介護保険制度は、わが国の急速な高齢化に伴い、介護の問題が老後の最大の不安要因となっていることから、介護を社会全体で支えるとともに、利用者の希望を尊重した総合的なサービスが安心して受けられる制度です。

1 制度の概要

(1) 保険者

市町村が保険者となります。

(2) 被保険者

介護保険に加入される方は、65歳以上の方（第1号被保険者）と40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方（第2号被保険者）です。

(3) 介護サービスの給付手続等

ア 介護サービスの給付対象者

給付対象となるのは、第1号被保険者については、寝たきりや認知症などで常に介護が必要な状態となったり、家事などの日常生活に支援が必要な状態となった場合です。

第2号被保険者については、初老期における認知症や脳血管疾患などの加齢に伴う疾病により介護が必要な状態となった場合です。

イ 要介護認定の手続き

介護サービスの給付を受けようとするときは、市町村に申請を行います。

市町村では、申請者の心身の状態を調査し、要介護認定を行います。

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の人	40歳以上65歳未満の医療保険に加入している人
給付の対象者	○寝たきり・認知症などで入浴、排せつ、食事などの日常の生活動作について常に介護が必要な人 ○家事や身じたく等の日常生活に支援が必要な人	初老期における認知症や脳血管疾患など、老化にともなう疾病によって介護等が必要となった人
保険料	各市町村が所得段階別（一般的には9段階）の保険料を設定	各医療保険者が医療保険の算定方法に基づいて設定
保険料の支払方法	○老齢・退職等の年金で年金額が年額18万円以上の人、年金から天引き ○それ以外の人、市町村に個別に支払い	医療保険料と一括して支払い

ウ 介護給付

介護が必要とされた方は、在宅サービス・施設サービスが受けられますが、在宅サービスの場合は介護の必要度（要介護度）に応じて給付額の限度額が設定され、施設サービスの場合は介護の必要度（要介護度）に応じて給付額が設定される仕組みです。

なお、給付は、福祉用具購入費と住宅改修は償還払い、それ以外は現物給付とされています。

（償還払いの場合でも、市町村によっては、利用者の委任を得て事業者が代理受領を行う、現物給付の方式を採用することで、利用者の一時的な負担が軽減されているところもあります。）

《要介護状態区別の利用できるサービス》

要介護状態区分	利用できるサービス
要支援1、2	介護予防サービス 地域密着型介護予防サービス
要介護1～5	居宅サービス、施設サービス 地域密着型サービス

《居宅サービスの区分支給限度基準額》

要介護状態区分	支給限度額（1月間）
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

・福祉用具購入費 1年間 100,000円

・住宅改修費 原則1回 200,000円

エ 介護サービスの内容

介護が必要と認定された場合には、その程度に応じて、次のサービスが受けられます。

	予防給付におけるサービス	介護給付におけるサービス
道が指定・監督を行うサービス	○介護予防サービス 【訪問サービス】	○居宅サービス 【訪問サービス】

<p>(所在地が札幌市、旭川市、函館市内にある事業については、それぞれの市が指定、監督を行う。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防訪問入浴介護</li> <li>○介護予防訪問看護</li> <li>○介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>○介護予防居宅療養管理指導</li> <li>【通所サービス】</li> <li>○介護予防通所リハビリテーション</li> <li>【短期入所サービス】</li> <li>○介護予防短期入所生活介護</li> <li>○介護予防短期入所療養介護</li> <li>○介護予防特定施設入居者生活介護</li> <li>○介護予防福祉用具貸与</li> <li>○特定介護予防福祉用具販売</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問介護</li> <li>○訪問入浴介護</li> <li>○訪問看護</li> <li>○訪問リハビリテーション</li> <li>○居宅療養管理指導</li> <li>【通所サービス】</li> <li>○通所介護</li> <li>○通所リハビリテーション</li> <li>【短期入所サービス】</li> <li>○短期入所生活介護</li> <li>○短期入所療養介護</li> <li>○特定施設入居者生活介護</li> <li>○福祉用具貸与</li> <li>○特定福祉用具販売</li> </ul> <p>◎施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護老人福祉施設</li> <li>○介護老人保健施設</li> <li>○介護療養型医療施設</li> <li>○介護医療院</li> </ul>
<p>市町村が指定・監督を行うサービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎介護予防・生活支援サービス (地域支援事業)</li> <li>◎地域密着型介護予防サービス</li> <li>○介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>○介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>○介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎地域密着型サービス</li> <li>○小規模多機能型居宅介護</li> <li>○夜間対応型訪問介護</li> <li>○認知症対応型通所介護</li> <li>○認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)</li> <li>○地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>○定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>○複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)</li> <li>○地域密着型通所介護</li> <li>◎居宅介護支援</li> </ul>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅改修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅改修</li> </ul>

オ 介護サービス計画、介護予防サービス計画

介護サービス計画（ケアプラン）は、利用者の心身の状況に合わせて、サービスの種類と回数、その組合せを考えることです。

利用者自ら作成することもできますが、個別ニーズに対応するため、要介護者に対する総合的な介護サービス計画づくりは、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が担当します。

また、要支援者に対する介護予防サービス計画については、地域包括支援センターにおいて作成されます。

(4) 保険料

保険料は、第1号被保険者については、市町村ごとに所得段階別に定められ、年額18万円以上の老齢・退職等の年金を受給している方は年金から天引きされます。それ以外の方は市町村へ個別に支払います。

第2号被保険者の保険料は、加入する医療保険制度に応じて設定され、医療保険料と一括して支払います。

なお、災害などの特別な事情がないのに保険料を滞納した場合、第1号被保険者に対しては給付の償還払い化、一時差止、差止額から滞納保険料の控除といった措置や未納期間に応じた給付減額などが、第2号被保険者に対しては給付の償還払い化や一時差止の措置が講じられることとなります。

(5) 利用者負担

介護サービスを利用した場合、利用者はかかった費用の1割（一定以上の所得のある方は2割）を負担します。

また、平成30年8月から、現役並みの高い所得のある方の負担割合は、3割になっています。

なお、この利用者負担が高額になる場合、自己負担の上限が設定されています。（高額介護サービス費）。

また、そのほかに、介護保険施設の利用者は居住費と食費、ショートステイの利用者は滞在費と食費、デイサービス、デイケアの利用者は食費について、利用者負担があります。

さらに、市町村が生活困窮と認めた低所得者には、高額介護サービス費や居住費・食費負担について、低い額が設定されています。

(6) 低所得者の利用者負担の軽減

社会福祉法人等が「特に生計が困難な人」へホームヘルプサービス等に対する利用者負担の減免を行えるよう、公費（国・北海道・市町村）により補助が行われます。

※上記の軽減措置の具体的な取扱いは、市町村によって異なる場合があります。

【問い合わせ先】

詳しくは、市（区）役所・町村役場介護保険担当窓口、各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課、又は道高齢者保健福祉課までお問い合わせください。

### 高齢ー3 介護サービス情報の公表について

介護サービス情報の公表制度は、介護保険制度を利用する方々の介護サービス事業者の選択を容易にするためのものであり、「利用者本位」「高齢者の自立支援」「利用者による選択」という介護保険の基本理念の実現を支援する仕組みとして、平成18年度から実施されています。

対象となる介護サービス事業所を運営する事業者は、その運営する事業所ごとに、職員体制や利用料金などの「基本情報」とサービスの質の確保や適切な事業運営のために行っていることなどの「運営情報」を、道が毎年度策定する「報告・調査・情報公表計画」に基づき、年1回、道が指定する「指定情報公表センター」に報告します。

報告を受理した指定情報公表センターは、報告された情報の内容を確認し、国が運営する「介護サービス情報公表システム」を活用して公表します。

なお、報告された内容を確認するための「訪問調査」は、道が指定する「調査機関」が行っていますが、平成24年度から、道が必要と認めた事業所に対してのみ実施しており、対象となる事業所は、次のとおりです。

また、制度を運営するために、調査の対象となる事業所には、調査手数料を負担していただきます。

(1) 介護サービスの指定又は許可を受けてから3年以内の事業所

ただし、次の事業所を除く。

- ・基準日（毎年度4月1日）において福祉サービス第三者評価を既に実施している事業所
- ・基準日以前の1年間に地域密着型サービス外部評価を実施している事業所
- ・前年度の介護保険事業の収入が年額100万円以下の事業所

(2) 自ら希望する事業所

【制度の対象サービス】

1 訪問介護 2 訪問入浴介護 3 訪問看護 4 訪問リハビリテーション 5 通所介護 6 通所リハビリテーション 7 短期入所生活介護 8 短期入所療養介護 9 特定施設入居者生活介護 10 福祉用具貸与 11 特定福祉用具販売 12 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 13 夜間対応型訪問介護 14 地域密着型通所介護 15 認知症対応型通所介護 16 小規模多機能型居宅介護 17 認知症対応型共同生活介護 18 地域密着型特定施設入居者生活介護 19 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 20 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス） 21 居宅介護支援 22 介護福祉施設サービス 23 介護保健施設サービス 24 介護療養型医療施設サービス 25 介護医療院サービス 26 介護予防訪問入浴介護 27 介護予防訪問看護 28 介護予防訪問リハビリテーション 29 介護予防通所リハビリテーション 30 介護予防短期入所生活介護 31 介護予防短期入所療養介護 32 介護予防特定施設入居者生活介護 33 介護予防福祉用具貸与 34 特定介護予防福祉用具販売 35 介護予防認知症対応型通所介護 36 介護予防小規模多機能型居宅介護 37 介護予防認知症対応型共同生活介護

詳細については、道のホームページにも掲載していますので、ご覧ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/jyouhoukouhyu.html>

【問い合わせ先】

保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課事業指定係  
電話 011-204-5935

#### 高齢ー４ 介護支援専門員証の更新交付申請を忘れずに

介護支援専門員として仕事をするためには、「介護支援専門員証」の交付を受けなければなりません。介護支援専門員証には「有効期間」があります。有効期間の満了日までに「更新交付申請」をしないと、証が無効になります。

証が無効になると、介護支援専門員としての仕事を行うことができません。また、証の有効期間内に修了した研修が無効になる場合があります。

お手持ちの証の「有効期間満了日」を確認し、所定の研修を受講の上、有効期間内に更新交付申請をしてください。

なお、有効期間満了や更新研修時期の個別通知は行っていません。道のホームページで研修案内を掲載しますので、ご自身でご確認ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/jinzai/keamane/1-2.html>

【問い合わせ先】

保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課人材育成係  
電話 011-204-5272

#### 高齢ー５ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う介護支援専門員証及び主任介護支援専門員資格の特例措置について

道では、令和2年度の介護支援専門員及び主任介護支援専門員の更新に係る法定研修の一部を延期したことに伴い、介護支援専門員証及び主任介護支援専門員資格の有効期間について資格を喪失しない期間を設ける特例措置を講じています。

詳細については道のホームページを参照ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/jinzai/keamane/1-2.html>

令和3年度も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じて法定研修を実施する予定です。研修実施方法や開催日程が決まり次第、随時、道のホームページに研修案内を掲載いたしますので、ご確認ください。

【問い合わせ先】

保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課人材育成係  
電話 011-204-5272

#### 高齢ー６ 老人クラブ活動に参加しませんか

老人クラブは、高齢者の皆さんがこれまでに培った多年の経験や知識、技能を生かして、会員同士が、助け合い、励ましあって、楽しく、生きがいをもって生活できる温かい地域づくりのために活動しています。

クラブは、おおむね町内会（自治会）ごとに結成されており、「健康づくり」、「社会奉仕活動」、「会員及び地域の方々との交流活動」などに積極的に取り組んでいます。

老人クラブの活動には、おおむね60歳以上の方が参加できます。

【問い合わせ先】

詳しくは、各市町村高齢者福祉窓口、又は各市町村老人クラブ連合会までお問い合わせください。

## 高齢ー7 北海道福祉人材センターをご活用ください

北海道福祉人材センターと福祉人材バンクでは、社会福祉施設などへの求職の登録・あっせんや相談を行っていますのでご活用ください。

### 【問い合わせ先】

- ・北海道社会福祉協議会 北海道福祉人材センター  
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7内  
電話 011-272-6662  
FAX 011-272-6663
- ・函館市社会福祉協議会 函館市福祉人材バンク  
〒040-0063 函館市若松町33番6号 函館市総合福祉センター内  
電話 0138-23-8546  
FAX 0138-23-2224
- ・旭川市社会福祉協議会 旭川市福祉人材バンク  
〒070-0035 旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール内  
電話 0166-23-0138  
FAX 0166-23-0746
- ・釧路市社会福祉協議会 釧路市福祉人材バンク  
〒085-0011 釧路市旭町12番3号 釧路市総合福祉センター内  
電話 0154-24-1686  
FAX 0154-24-3762
- ・帯広市社会福祉協議会 帯広市福祉人材バンク  
〒080-0847 帯広市公園東町3丁目9番地1 帯広市グリーンプラザ内  
電話 0155-27-2525  
FAX 0155-25-2943
- ・北見市社会福祉協議会 北見市福祉人材バンク  
〒090-0065 北見市寿町3丁目4番1号 北見市総合福祉会館内  
電話 0157-22-8046  
FAX 0157-22-8044
- ・苫小牧市社会福祉協議会 苫小牧市福祉人材バンク  
〒053-0021 苫小牧市若草町3丁目3番8号 苫小牧市民活動センター内  
電話 0144-32-7111  
FAX 0144-34-8141

## 高齢ー8 福祉教育アドバイザーの派遣について

児童生徒の福祉や介護に関する理解を深めるため、学校に「福祉教育アドバイザー」を派遣し、車いすや高齢者疑似体験セットを使った体験学習や心のバリアフリーを促進する講話など、福祉の授業の実施を支援します。

- 1 福祉教育アドバイザーの派遣対象  
幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
- 2 福祉教育アドバイザーが支援する主な活動内容
  - ・車いすを使用した体験授業
  - ・高齢・身体障がい疑似体験セットを使用した体験授業
  - ・視覚障がい・心の健康に関する授業
  - ・福祉に関する講話
  - ・話に関する講話及び体験授業
  - ・盲導犬に関する体験授業

※ 体験授業に使用する車いす等は、原則、申請校で御用意していただいております。各地域の市町村社会福祉協議会では、車いす等の貸し出しを行っている場合がありますので、必要に応じて申請校から相談を受けていただいております。

- 3 福祉教育アドバイザーの派遣に要する経費  
福祉教育アドバイザーの派遣に要する経費（謝金・旅費）は、北海道が負担します。
- 4 福祉教育アドバイザー  
大学教授、障がい当事者  
北海道盲導犬協会、北海道社会福祉士会、北海道介護福祉士会、北海道医療ソーシャルワーカー協会、北海道作業療法士会、北海道精神保健福祉士協会、北海道ろうあ連盟 などの関係団体にご協力いただき、道内各地区で福祉に関係する方を福祉教育アドバイザーとして登録しています。
- 5 申請の流れ等については、北海道のホームページでご覧いただけます。  
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/chihuku/adviser/adviser.html>

【問い合わせ先】

保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課介護人材係  
電 話 011-204-5272  
FAX 011-232-8308

**高齢— 9 福祉人材センターへ届出してください**

社会福祉法の改正により、平成29年4月から介護福祉士資格をお持ちの方は、離職時に福祉人材センターに届出ることが努力義務化となりました。

また、努力義務ではありませんが、就業中でも介護福祉士資格をお持ちの方は届出ができるほか、介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、（旧）ホームヘルパー養成研修1級・2級過程、（旧）介護職員基礎研修を修了した方も、福祉人材センターに届出すると就業支援を受けることができます。

内容の詳細については、北海道のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/jinzai/kaigotodokede.html>

【問い合わせ先】

保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課介護人材係  
電 話 011-204-5272  
FAX 011-232-8308

**高齢—10 「北海道介護のしごとポータルサイト」を開設しました。**

道では、広く道民の方々に介護のしごとを知っていただけるよう、介護のしごととは何か、介護職を目指す方へ向けた介護の資格取得方法や職種についての説明、北海道で実施する支援制度の情報などを一体的に掲載した総合情報サイトを開設いたしました。

介護現場で働く方々のインタビュー動画・記事や、タレントのオクラホマさん、現役の介護福祉士でモデルの上条百里奈さんが出演する、介護の魅力発信動画「発見！介護のしごと」もポータルサイトに公開しております。

○「北海道介護のしごと ポータルサイト」  
[www.kitanokaigo.net](http://www.kitanokaigo.net)

【問い合わせ先】

保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課介護人材係  
電 話 011-204-5272  
FAX 011-232-8308